

# 決算・確定申告 個別相談会



完全  
予約制

期間 令和7年 **2/17**月 ~ **3/17**月  
※土・日・祝日除く

時間 午前の部 **9:00~12:00** 午後の部 **13:00~16:00**  
※相談は1回につき1.5時間以内(3月17日(月)は12:00受付終了)

場所 鹿児島商工会議所 13階会議室

受講料 所得税：会員・小規模事業者 **5,500円** (非会員14,300円)  
消費税：会員・小規模事業者 **5,500円** (非会員14,300円)  
消費税の両方：会員・小規模事業者 **11,000円** (非会員28,600円)

個人事業者の方を対象に、令和6年分決算・確定申告の個別相談会を開催します。当相談会は委託税理士が決算書・確定申告書を確認後、当所で電子申告または税務署への提出を行います。なお、**当相談会は完全予約制となりますので、裏面の予約申込書に希望日時をご記入いただき、希望日の3営業日前までにお申し込み下さい。** 事前予約がない場合、当日のご相談はお受けすることができませんので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



## 持参書類

### 所得税



- 令和6年分確定申告のお知らせ【税務署からのハガキ】** ※予定納税・中間納付税額等の情報が記載されています。
- 令和4年・5年分の青色申告決算書(収支内訳書)・確定申告書(所得税・消費税)の控
- 月間集計した勘定科目(売上・仕入・経費等)の帳簿類(一年分)や決算整理書類(棚卸・家事消費・未収・未払)
- 令和6年中に新たに事業で供した10万円以上の備品・機械・車両等(内訳明細)などの見積書・請求書  
※テナント入居者(賃借人)が施した店舗改装等の設備工事費も対象。【鹿児島市へ提出した償却資産申告書(控)】
- 源泉徴収票(年金・給与)・報酬料金の支払調書
- 国民健康保険・国民年金・小規模企業共済掛金等の払込証明書
- 生命保険料(一般・介護・個人年金)・地震保険料等の控除証明書
- マイナンバー又は通知カード(ご本人以外の扶養親族や事業専従者の分も必要です)  
※事業主の方が通知カードを提示する場合は、本人確認書類(運転免許証等の顔写真がわかるもの)も別途必要です。
- 印鑑(認印可)
- 【ふるさと納税をされた方】 各自治体から送付された寄付金受領証明書
- 【専従者・従業員へ給与支払がある方】 令和6年分の給与所得の源泉徴収簿または源泉徴収票(控)

### 定額減税の対象の方

- 扶養控除対象者等の給与所得の源泉徴収票

### 国・地方自治体等から支援金・補助金等を受給された方

※所得税は課税対象となります。

- 支援金・補助金の振込金額等が記載された明細書または帳簿

### 令和6年中に開業した方(上記以外でご準備いただくもの)

- 税務署へ提出した各種届出(開業届・青色申告承認申請書・青色専従者給与届出書)
- 税務署から送付されている確定申告書、所得税・消費税の納付書(領収済通知書)
- 【振替納税の場合】 本人名義の口座情報や金融機関届出印 ※還付申告も本人名義の口座情報が必要です。

### 消費税 ※令和4年分の課税売上高が1千万円以上(支援金等の免税取引除く) または次の④に該当する方



【本則課税の方】 ※①~③はすべての方が対象です。

- ① 各勘定科目(売上・経費)の消費税率別(軽減8%・10%等)ごとに支払金額を集計した内訳表
- ② ①の税率別に、インボイス番号の記載がない領収書・請求書の支払金額を集計した内訳表等  
令和4年の課税売上高が1億円以下または令和5年1~6月課税売上高が5千万円以下の方は、**税込1万円未満の支払いについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能とする経過措置が令和11年9月末まで講じられます。**

※当相談会では会計ソフト・帳簿等の集計表(②)に基づき申告書を作成します。税額計算に起因する領収書等のインボイス登録の有無に関する整合性や仕分け、確認作業は行うことはできませんので予めご了承ください。

- ③ 令和4年分確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書(必ずご持参ください)
- ④ 【インボイス登録申請をした方】 適格請求書発行事業者の登録通知書